

輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業実施要領

制定 令和 5 年 3 月 30 日 4 輸国第 6018 号
農林水産省輸出・国際局長通知

第 1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 輸国第 5108 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 の区分の欄の I の 1 の（2）の力の輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 補助事業者

- 1 交付等要綱別表 1 の補助事業者の欄の 12 の輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、独立行政法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合若しくは輸出組合又は法人格を有しない団体であって輸出・国際局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第 6 の 1 の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式 1 を併せて輸出・国際局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第 3 事業の内容等

我が国の農林水産物・食品（以下「日本産食品」という。）の輸出を促進するため、その阻害要因となっている輸出先国・地域（以下「輸出先国」と総称する。）の規制などの課題の解決に向けた食品事業者・民間団体等の取組に対し支援するものとし、本事業の事業ごとの内容及び補助対象となる経費については、次のとおりとする。

なお、補助率は 2 分の 1 以内とする。

1 中国向け加工食品等製造等施設登録基準の周知・現地指導支援事業

中国が求める製造等施設に対する政府推薦品目ごとの登録の基準や作成・提出が必要な資料について、

(1) 製造等施設が対応すべき内容を解説する研修等の開催に係る経費を支援するものとする。

(2) 製造等施設が対応すべき内容について専門家による現地指導に係る経費を支援するものとする。

(補助対象経費)

人件費、旅費、謝金、賃金、役務費、使用料及び賃借料、委託費、翻訳費、消耗品費等

2 中国向け加工食品等製造等施設登録等に必要な対応実施支援事業

中国が求める製造等施設に対する政府推薦品目ごとの登録等の基準や作成・提出が必要な資料に製造等施設が対応するための経費を支援するものとする。

また、中国が求める製造等施設登録に関連するラベル要求等の要件を満たすための掛かりまし経費を支援するものとする。

(補助対象経費)

人件費、謝金、賃金、役務費、委託費、翻訳費、消耗品費等

3 EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業

EU（英国、ノルウェー、スイス及びリヒテンシュタインを含む）における食品接触材の規制等に対応するための適合宣言書類の作成等に係る経費を支援するものとする。

(補助対象経費)

人件費、謝金、賃金、役務費、使用料及び賃借料、委託費、翻訳費、消耗品費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度とする。

第5 採択基準等

交付等要綱第5の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 中国向け加工食品等製造等施設登録基準の周知・現地指導支援事業

(1) 必須となる基準

ア 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

イ 補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能である

こと。

エ G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp>）に登録していること（日本産食品を輸出又は製造・加工する補助事業者に限る。）。

（２）優先採択に係る基準

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和２年１２月１５日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「輸出拡大実行戦略」という。）に定める重点品目の輸出に係る取組であること。

２ 中国向け加工食品等製造等施設登録等に必要な対応実施支援事業

（１）必須となる基準

ア 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

イ 補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

エ G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp>）に登録していること（日本産食品を輸出又は製造・加工する補助事業者に限る。）。

（２）優先採択に係る基準

ア 輸出拡大実行戦略に定める重点品目の輸出に係る取組であること

イ 直近３か年の輸出額の実績の平均が１００万円以上であること。

３ EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業

（１）必須となる基準

ア 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

イ 補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

ウ 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

エ G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp>）に登録していること（日本産食品を輸出又は製造・加工する補助事業者に限る。）。

（２）優先採択に係る基準

輸出拡大実行戦略に定める重点品目の輸出に係る取組であること。

第６ 事業の成果目標

- 1 中国向け加工食品等製造等施設登録基準の周知・現地指導支援事業
目標年度は事業実施年度とする。

成果目標は、政府推薦品目に係る中国向け加工食品等製造等施設に対し、第3の1（1）については研修会を複数回開催すること、第3の1（2）については現地指導を実施することとする。

- 2 中国向け加工食品等製造等施設登録等に必要な対応実施支援事業

第3の2の政府推薦品目ごとの登録等の基準や作成・提出が必要な資料に製造等施設が対応するための支援については、目標年度は事業実施年度とし、成果目標は中国向け加工食品等製造等施設の登録申請を実施することとする。

第3の2の中国が求める製造等施設登録に関連するラベル要求等の要件を満たすための掛かりまし経費支援については、目標年度は事業実施年度又は事業実施後の次年度とし、成果目標は輸出されることとする。

- 3 EU向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業

目標年度は、事業実施後の次年度とする。

成果目標は、輸出先国が求める適合宣言書を1点以上作成し、当該宣言書とともに、日本産食品が輸出されることとする。

第7 事業実施手続

- 1 事業実施計画の作成・提出

補助事業者は、交付等要綱第6の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、輸出・国際局長に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第6の3の規定に基づく、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止については、交付等要綱第15の規定に基づく「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができるものとする。

また、別記様式1及び別記様式2に添付すべき資料であって、本事業の公募要領に基づき提出済みの資料等と重複するものは、その添付を省略することができるものとする。

- 2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第6の3の輸出・国際局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業の内容の追加又は削除

（2）事業目的の変更

（3）交付等要綱別表1のIの1の（2）の力の輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

（4）3により委託する事業の新設又は内容の変更

- 3 事業の委託

補助事業者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式2）の別添の「第1総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより輸出・国際局長の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るために交付決定の前に事業に着手する場合にあっては、補助事業者は、あらかじめ、輸出・国際局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業に関する交付決定前着手届（別記様式3）を輸出・国際局長に提出するものとする。

- (2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合においては、補助事業者は、本事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、補助事業者は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日を記載するものとする。

- (3) 輸出・国際局長は、(1) ただし書による交付決定前の着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 事業実施状況等の報告

1 事業実施結果の報告

補助事業者は、交付等要綱第33の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、輸出・国際局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 輸出実績の報告

補助事業者（第3の1の事業及び第3の2の事業のうち政府推薦品目ごとの登録等の基準や作成・提出が必要な資料に製造等施設が対応するための支援事業の補助事業者は除く）は、事業終了年度の翌年度、別記様式4により輸出実績報告書を作成し、年度終了後1か月以内に輸出・国際局長に報告するものとする。

第9 事業遂行状況の報告

交付等要綱第 18 に定める事業遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに農林水産大臣に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第 19 の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付等要綱別記様式第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、12 月末までに事業が終了した場合及び交付決定が当該年度の 1 月以降となった場合は、当該年度における報告を要しないものとする。

第10 収益納付

1 補助事業者は、本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、交付等要綱第 27 の規定に基づき、別記様式 5 により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月末日までに輸出・国際局長に報告するものとする。

ただし、輸出・国際局長は、特に必要と認める場合にあっては、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

2 輸出・国際局長は、1 の報告により補助事業者が相当の収益を得たと認めるときは、その収益の全部又は一部の金額について、補助事業者に納付を命じることができるものとする。

3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、輸出・国際局長は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第11 著作権の帰属

本事業を実施することにより発生した著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。)については、次の 1 及び 2 の条件を遵守することを条件に、補助事業者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

1 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該著作権を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。

2 補助事業者は、本事業の成果である著作物及び著作権については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に輸出・国際局長と協議して承諾を得ること。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

別記様式 1 (第 2 関係)

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業特認団体承認申請書
(事業名：(実施要領第 3 事業の内容等の 1、2 又は 3 の事業名を記載))

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度 (年 月～ 年 月)

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業実施計画の内容

(注) 事業実施計画の添付をもって記載に代えることができる。

9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程 (又はこれに準ずるもの) 及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類 (創立総会議事録写し等)
- (3) その他参考資料

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式 2（第 7 及び第 8 関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業実施計画の
提出（変更、中止又は廃止）について

（事業名：（実施要領第 3 事業の内容等の 1、2 又は 3 の事業名を記載））

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 輸
国第 5108 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の規定に基づき、関係書類を添え
て、提出（変更、中止又は廃止）する。

- （注） 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 事業実施計画の変更、中止又は廃止の場合には、上記「第 6 の 1」を「第 6 の 3」とすること。
- 3 事業実施計画の変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略すること。
- 4 事業実施計画の中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和○年度輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第 1 総括表」及び「第 2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	補助事業者		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合	計					

- (注) 1 事業種類は、交付等要綱別表1の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付等要綱別表1の輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。
- 3 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。
- 4 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

1. 補助事業者の概要

事業名	輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業 (事業名：(実施要領第3事業の内容等の1、2又は3の事業名を記載))
-----	--

事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail URL			
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail URL			

2. 事業の目的

(注) 本事業において対象とする品目及び輸出先国（現在、輸出実績がある場合には、直近の輸出額）を明記するとともに、実施要領第3事業の内容等の1の場合は中国が求める政府推薦品目ごとの登録基準の周知・現地指導の必要性、第3事業の内容等の2の場合は中国が求める政府推薦品目ごとの登録基準や提出等必要な資料への対応内容又は中国が求める製造等施設登録に関連するラベル要求等への対応内容、第3事業の内容等の3の場合は輸出先国が求める食品接触材に関する適合宣言書の作成等の必要性が分かるように記載すること。

3. 事業の内容

ア：実施内容

イ：実施方法

ウ：実施体制（事業実施、経理その他管理体制）

(注) 事業担当の氏名及び役割、委託する場合の委託先との関係並びに委託内容を図表等により記載すること。

エ：実施スケジュール

オ：成果目標

【第3事業の内容等の1の場合】

研修開催件数・現地指導件数

【第3事業の内容等の2の場合】

・政府推薦品目ごとの登録等の基準や作成・提出が必要な資料に製造等施設が対応するための支援については、中国向け加工食品等製造等施設の登録申請の実施件数

・中国が求める製造等施設登録に関連するラベル要求等の要件を満たすための掛かりまし経費支援については、事業実施年度又は事業実施年度の次年度における輸出額及び輸出量を記載すること。

(単位：千円)

品目	輸出先国	目標額・量	事業実施計画 作成時	事業終了から 1年後
		目標額		
		目標量 (単位)		

【第3事業の内容等の3の場合】

事業実施後の次年度の目標とする輸出品目・輸出先国・適合宣言書の作成数

カ 事業成果・効果の検証方法

※オの成果目標の検証方法を中心に記載してください。

4. 添付資料

- (1) 必要に応じて資料を添付すること。
- (2) 記載事項及び添付資料についてすでに提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分について省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。

別記様式3（第7関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業に関する交付決定前着手届
(事業名：(実施要領第3事業の内容等の1、2又は3の事業名を記載))

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

(別添)

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注1:「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

別記様式4（第8関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業に関する輸出実績報告書
(事業名：(実施要領第3事業の内容等の2又は3の事業名を記載))

輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業実施要領（令和5年3月30日付け4輸国第6018号農林水産省輸出・国際局長通知）第8の2に基づき、以下のとおり報告する。

(単位：千円又は点)

品 目	輸出先国	○年度 輸出額又は 適合宣言書作成数

- (注) 1 品目・輸出先国の組み合わせごとに記載すること。
- 2 上記表の「○年度 輸出額又は適合宣言書作成数」の欄については、実施要領第3事業の内容等の2については「輸出額」を、同要領第3事業の内容等の3については「適合宣言書作成数」を記載すること。
- 3 必要に応じ、実績額の根拠資料や作成した適合宣言書を添付すること（任意様式又はURL）。

別記様式 5（第 10 関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業に係る収益報告書
（事業名：（実施要領第 3 事業の内容等の 1、2 又は 3 の事業名を記載））

令和○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定の通知があった輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業に関する令和○年度の収益の状況について、輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等支援事業実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 輸国第 6018 号農林水産省輸出・国際局長通知）第 10 の 1 に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円

3 上に要する費用の総額

円

4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定

円

5 前年度までの収益納付額

円

6 本年度収益納付額

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。